



SHOKOKAI MAGAZINE

川本町産業祭御礼



11月5日に開催いたしました川本町産業祭。関係各位の皆様の多大なるご協力により、無事に終了することができました！

汗ばむほどの暑さのお天気に恵まれ、たくさんの関係者様のおかげで熱い産業祭となりました。ありがとうございました！



日本政策金融公庫様よりマル経創設 50 周年記念感謝状をいただきました



マル経(正式名称は小規模事業者経営改善資金)は、昭和 48 年 10 月、商工会等の経営指導を金融面から補完し、小規模事業者の経営改善を促進することを目的として創設された、無担保・無保証人で利用できる融資制度です。

この度、馬場浜田支店長様が当会を訪問いただき、本山会長へ感謝状の贈呈式が 11 月 6 日(月)に行われました。

あらためて【マル経融資】のご説明

マル経融資を利用するには
商工会の推薦を受ける必要があります。
推薦を依頼するには、次の5つの要件を満たしている必要があります。



① 規模要件

常時使用する従業員が商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)にあっては5人以下、製造業その他にあっては 20 人以下の企業

② 指導要件

原則6ヶ月以上、商工会、商工会議所等の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている者であること

③ 居住要件

最近1年以上、商工会、商工会議所等の地区内で事業を行っていること

④ 納税要件

所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割りを含む。)を原則としてすべて完納していること

⑤ 業種要件

商工業者であり、かつ日本公庫(国民生活事業)の非対象業種等でないこと

なお、本融資については【川本町小規模事業者融資制度利子補給】の対象となっており、最長 5 年間・最大 1%の利子補給が受けられます。

合格祈願

女性部より町内受験生へお守りのエール

今年も受験シーズンがやってきました。

将来の夢に向かって、今は努力と忍耐の日々を過ごしておられる、受験生の皆さんのお背中を押せますように女性部からお守りを贈りました。

作製する女性部さんもより一層気持ちがこもり、祈祷なども施し、

例年より少しグレードアップ！

願いを込めるのは、粘り強く落ちない葉っぱ“ヤマコウバシ”。

皆さんの夢が叶いますように…



電子帳簿保存法

《注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書》

などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。



どのようなデータの保存が必要なの？



あくまでデータでやりとりしたものが対象。
紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。



どの様に保存する必要があるの？



“改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る”といった、システム費用等をかけずに導入できる方法もあり。

* その改ざん防止のための事務処理規定のサンプルは、国税庁ホームページに掲載しています。



表計算ソフトなどで検索簿を作成し、表計算の機能で検索する方法



日付、金額、取引先で検索できる必要があります。

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法。

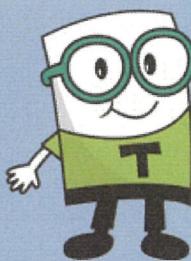


消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント
1

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくは、P2

ポイント
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、P4

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、
必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。
ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて
紹介しております。



子育てしやすい職場づくりに取り組む企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10 [1制度導入]
万円 上限
20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
令和5年度内に一定の利用実績があること

主な要件

- ア 時間単位の有給休暇制度
 - (対象) 18才までの子どもがいる労働者
 - (実績) 対象者1名が合計8時間取得
- イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
 - [代替制度] フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
 - (対象) 3才以上 小学6年生以下の子どもがいる労働者
 - (実績) 対象者1名が合計20日間利用
- ・申請期限: 支給要件を満たした翌日から6ヶ月以内

* 奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。



対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所

常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

事業者の皆様へ

出産後の職場復帰に取り組む企業を応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者
50人未満の事業所

20 万円/人

10 万円/人

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限: 支給要件を満たした翌日から6ヶ月以内

【令和2年3月31までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上
17か月未満

育児休業3か月未満
または産休のみ

40 万円/人 **20** 万円/人 **10** 万円/人

- ・産前産後休業または育児休業を取得し、
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限: 支給要件を満たした翌日から1年以内

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

歳末お年玉抽選券プレゼント！
イベント始まります！



今年は
リニューアル

当選商品は、
商工会商品券！

年末商戦の消費喚起を目指し、イベントを開催します。

【実施期間】令和5年12月11日～31日まで

【実施方法】参加店舗ごとに設定する抽選券配布方法で、来店されるお客様に【歳末お年玉抽選券】を配布します。当選発表は1月15日。

令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

令和6年4月から段階的に、以下のとおり法定雇用率の引き上げと対象事業主の範囲の拡大が行われます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒ 2.5%	⇒ 2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

※公的機関の法定雇用率の引き上げと対象機関の範囲の拡大も行われます。

○障害者の雇用義務がある事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障害者の雇用状況のハローワークへの報告。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）。

また、障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用のための事業主支援の強化（助成金の新設・拡充）を行います。

■お問い合わせ先 ハローワーク川本 紹介部門 TEL 0855-72-0385

川本町商工会

ADDRESS：島根県邑智郡川本町川本 558-10
TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516
MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

川本町商工会 HP→<https://kawamoto.shoko-shimane.or.jp>
つながるかわもと HP→<https://www.tsunagaru-kawamoto.jp>

川本町商工会 HP
リニューアル
しました！



川本町商工会メール配信
重宝サービス



Instagram
こちらから



Facebook
見てみて
ください！



お得な情報、
重宝する情報
をお届けする
メールマガジンです。